

上海 通信

赴任から中国勤務開始前後における出入国管理手続等の注意点

日中間の往来が正常化し、中国に赴任される方も日々増加しております。今回は赴任から現地法人での勤務開始前後の各期間における注意点について取りまとめました。なお、上海市においては、直近で運用が厳格化されている手続もありますので、問題となった具体例についてもお伝えします。

【赴任時（日本出国、Zビザでの中国入国）】

出国前：中国国家外国専門家局発行の「工作許可通知」取得後、日本においてZビザ申請・取得

↓

出国時：搭乗48時間前にPCR検査 or 抗原検査を自主的に行い（8/30以降不要）、「出入境健康申告」（中国税関への申告）実施^{※1}

↓

入国時（中国の空港到着時）：①中国税関に上記「出入境健康申告」の結果（バーコード及びQRコード）を提示
↓
②イミグレーションでZビザに基づき中国入国（滞在可能期間30日）

↓

宿泊先への到着時：境外人員住宿登記（臨時宿泊登記）を宿泊先到着後24時間以内に実施^{※2}

①宿泊先がホテルやゲストハウス、サービスアパートメント等の外国人宿泊が許可された施設（中国語：涉外酒店）である場合、施設側が実施

②宿泊先が通常のアパート等である場合、所轄の公安局・派出所にて本人等が登記を実施^{※3}

↓

工作許可証・居留許可の申請

↓

【工作許可証・居留許可取得前（申請中）の注意点】

現地法人勤務：出境入境管理法第41条により、工作許可証及び居留許可取得前の中国国内勤務は不可^{※4}

※処罰を受けた具体的ケース

- ・ 出入国管理局の現場調査の際、工作許可証・居留許可申請中の本人がオフィスで勤務していた
- ・ 現地法人が入居するオフィスの入出館記録が調査され、記録を基に「取得前勤務」と認定された

中国国内出張：上記と同様

宿泊先の変更：工作許可証申請期間中（申請から15営業日以内で取得）において、中国での社宅等を確定させ、ホテル等から転居する場合、転居先にて境外人員住宿登記（臨時宿泊登記）を再登記。その後、新しい境外人員住宿登記（臨時宿泊登記）をもって居留許可を申請。居留許可申請後（申請から取得まで7営業日）は原則転居しない

【工作許可証・居留許可取得後の注意点】

現地法人での勤務開始後の手続：工作許可証及び居留許可取得後から中国国内勤務が可能

- ①工作許可証及び居留許可取得以後分に対する給与の支給及び中国個人所得税申告の開始
※現地法人から人民元給与支給、本社立替支給外貨給与の現地法人負担開始も取得後期間分から
- ②中国社会保険の加入^{※5}

境外人員住宿登記（臨時宿泊登記）の再登記が必要となる時点：中国における各宿泊先において実施

- ①宿泊を伴う中国国内出張・旅行及び出張・旅行先からの帰宅時^{※6}：宿泊先がホテル等の施設ではなく、通常のアパート等（親族、友人宅等）である場合、現地において境外人員住宿登記（臨時宿泊登記）を実施
- ②海外出張・一時帰国・海外での休暇後の中国再入国後の帰宅時^{※7}
- ③中国国内での転居時（社宅の変更等）
- ④居留許可・パスポートの更新後^{※8}

^{※1}WeChat アプリ（海関旅客指尖服務）等でも申告が可能です。なお、2023年8月28日の外交部発表により中国入国のための搭乗48時間前PCR検査or抗原検査は2023年8月30日から不要となりますが、出入境健康申告については引き続き必要とされています（2023年8月29日時点）。

^{※2}出境入境管理法第39条（外国人の宿泊登記）第2項には「外国人が宿泊施設以外のその他住所に居住し、又は宿泊する場合は入居後24時間以内に、本人又は宿泊先が宿泊地の公安機関に登録を行わなければならない」とあり、また第76条（外国人の検査拒否等に対する処罰）において、第39条第2項の登録を行わなかった場合、「警告を与え、併せて2,000元以下の過料に処することができる」と規定されています。

^{※3}上海市地区においては、ウェブサイト「境外人員住宿登記自助申報」(<https://gaj.sh.gov.cn/crj/24hr/web/zcbd/login>)において手続が可能です。公安局・派出所において登記手続を行う場合は、パスポート及びビザ、賃貸契約等の当局要求資料が必要となります（公安局・派出所により登記時の必要資料が異なるため、事前確認が必要です）。

^{※4}詳しくは「China Info. JP マイツ通信 2019年10月号」「上海通信 2019年10月号」「上海通信 2023年3月号」をご参照下さい。

^{※5}人的資源及び社会保障部令第16号 中国国内において就業する外国人の社会保険加入に係る暫定試施行弁法第2条により工作許可証及び居留許可を保有する外国人は中国社会保険への加入が必要です。また、第3条に規定されつつも、上海市においては長期間、社会保険加入申請手続ができなかった「代表機構（代表処、駐在員事務所）」及びその駐在員についても、現在は加入手続実施可能となっています。

^{※6}上海市民サービスホットライン経由の区公安局への問い合わせでは、出境入境管理法第39条（外国人の宿泊登記）第2項における「入居後24時間以内登記」は、宿泊を伴う国内の出張や旅行先からの「登記済み住所地への帰宅」も「入居」に含めると理解されるためウェブサイト等で登録するようにとの回答です。しかしながら、国内出張・旅行先からの帰宅時再登記を短期間、頻繁に行った場合、本人への電話等による詳細確認が行われたケースもあり、国内移動に伴う「登記済み住所地への帰宅時再登記」については、所轄公安局・派出所の要求を確認しておく必要があります。

^{※7}居留許可を保有した状態で再入国において、登記済み住所に帰宅する場合でも再登記を行うよう上海日本国領事館が注意喚起を行っています。
<https://www.shanghai.cn.emb-japan.go.jp/files/000467267.pdf>。

^{※8}上記（※6、7）と同様に都市・地域、所轄公安局・派出所により、居留許可の更新時においても、登記事項の更新として、再度の境外人員住宿登記（臨時宿泊登記）が求められています（登記済み住所の所轄公安局・派出所の要求を事前に確認しておく必要があります）。

～お問い合わせは上海マイツまで～



wechat アカウントはこちら